

平成27年第4回(6月)川南町議会定例会会議録(3日目)

平成27年6月10日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

平成27年6月10日 午前9時00分開会

- | | | |
|------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議案第24号 | 川南町子どもの医療費助成に関する条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第25号 | 川南町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第26号 | 平成27年度川南町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 議案第27号 | 平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第5 | 議案第28号 | 平成27年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第6 | 議案第29号 | 平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長日高 昭彦 君	副町長清藤 荘八 君
教育長木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長橋本 正夫 君
総務課長押川 義光 君	まちづくり課長永友 尚登 君
産業推進課長山本 博 君	農地課長新倉 好雄 君
建設課長村井 俊文 君	環境水道課長大山 幸男 君
町民健康課長三角 博志 君	教育課長米田 政彦 君
福祉課長篠原 浩 君	税務課長杉尾 英敏 君
代表監査委員谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、議案第24号「川南町子どもの医療費助成に関する条例を定めるについて」を議題とします。

質疑はありませんか。内藤逸子君。

○議員（内藤 逸子君） 川南町の子どもの医療費助成に関する条例を今度から18歳まで行うということですが、今までにどれぐらいかかっていたのか。これをした場合、どれぐらい町単独でかかるのか教えていただきたいと思います。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

医療費助成につきましては、今回の医療費は18歳まで拡大ということで、これに要する経費は半年分で約1700万円を計上しているところでございます。

今までの医療費助成の部分については、ちょっと、私のほうが資料を持ち合わせておりませんので、確認してお答えしたいと思います。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） これまでは小学校入学前まででしたので、18歳までということになると人数がふえると思います。

それと、小学校以前までは300円ということでしたが、今度、手出し1,000円というのがありますが、その根拠というのは何で決めたのか伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質疑に再度お答えいたします。

今回の18歳までの拡充につきましては、現段階で、6歳以上18歳未満の子供さんが、大体、2,131名ということで、今回の半年分1700万を計上しているところでございますが、これにつきましては、1年分にいたしますと3400万という形になります。

今後、継続的に、この事業を継続するとした場合に、長期として一般財源の支出になりますので、この部分を考えた場合に、ある程度、300円という形になると、この3倍かかる経費になりますので、6歳以上小学校から高校生18歳まで1,000円というような形で計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 日程、議案第24号川南町子どもの医療費助成に関する条例を定めるについてであります。これは地方自治法第14条の普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて、この地方公共団体の法人とその第2条2項の普通地方公共団体は地域における事務及びその他の事務で、法律またこれに基づく制限により処理されるものを処理するの、今度、規定に沿ってつくったものだと思いますが、その中で、第8条、町長は偽りその他の不正な行為により第4条に定める助成を受けたものがある。

4条の、対象が外れた者がもろとった場合、普通なんじゃろうけんど、4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部または一部を返還させることができる。

町長は、支給事由、第三者行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を支給した場合において、支給を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償の支払いを受けたとき、当該助成金の全部または一部を返還させるものとするところあるわけですが、ここの14条での2項によると、普通地方公共団体は、義務を課し、または、権利を制限するには法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないと。って。

義務を課し、または、権利を制限する。更新するとか、そういう何に思っとなるわけですが、この条例でもって。3項で普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に条例を違反した者に対し、2年以下の懲役もしくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、過料もしくは没収の刑、または、5万以下の過料を課す旨の規定を設けることができるとあるわけですが、これを処罰を行使するという何があるわけですが、今回、この農村公園何で、これを、執行部が行使する側、違反したわけが、14条やいろいろな法律で調べると、行使した側には処罰や何やら間に合わんわけですが。

これは行使される側が処罰や何や課して、ただ、行使する側がそれ破って、行使される者ばかりに、処罰、課しよったら、この条例制定する意味がねなってしまうがよ。今回の件は、執行部の勝手な解釈でしとるが知らんけんど。これも、これを条例を制定して、勝手な解釈で、裁量権でそれをせんかったりした場合よね。表に出てこんとやない。どこがチェックすつとですか。これ。

○議長（川上 昇君） 暫時休憩します。

午前9時09分休憩

.....

午前9時10分再開

○議長（川上 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○福祉課長（篠原 浩君） 児玉議員の御指摘にお答えいたします。

助成金の返還第8条についての御質疑であります、これにつきましては、不正な行為によって、この子ども医療費助成による給付を受けた場合におきましては、所管課福祉課のほうで調査いたしまして、返還をしていただくという形になろうかと思えます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 所管課でしてくれんのよ。

今度は、現実、所管課はできんで、所管課がしとるとに、自分で自分を、泥棒が泥棒を捜査するようなもんじゃないでしょ、あなたとは。

条例を制定する理由がなくなったと思ってね。今度の問題でよ。農村公園条例でん、ちゃんと町の条例、上位法にしかごってできとっちゃかいよ。法令に違反せん範囲でつくつとる

わけど。

そういう行使する側が破ったら、町民は絶対守らんとするけんね。何で、制定する意味がないかというよ。議会で議決した組を町民に申しわけないとも、責任をどげんして負えばいいかと思ひよつとよね、あんた。孫は。今度の案件が。

やっぱ、監査委員でん、多分、そうじゃと思うのよ。どうなん。今後、指摘されたかいね。積算根拠がないと言わはったかもしれんけど。指摘せんかれば、数字と何と合わせばぴったり合うから問題がないござるけんね。

問題あったって、チェック機関にじゃがよ、どうのこうの、恐らく、これは条例制定するときには例規審査会に関わってしとつともらっちゃけんよ。今度、また、改正すつときも例規審査会に関わってもらっちゃけんよ。この条例が、適正に執行されるのか何かという、そのチェックすつとこがない限りは、条例制定して意味がないと思うっちゃけんよ。

だから、今、聞いたら取りつけ道路でん、どこの所管かわからんて。そげな役所よ。そういう道路を占有されていた無駄な占有になるか。また、何に占有させたことになるまでは、この金額やら何やら決めるとでんね。

今度は、あの、この金を貸すときでん。使用料取るときでん。あんたんとこのやり方じゃったら、今度はもう、議会の議決や何やらも通さんでええ事になろうがよ。

ええ事になりよつとこの使用料、徴収料の条例を見つとよ、地方自治法第225条の規定に基づいてしとるわけだがよ。これも上位法に基づいて返還させるような何になつとるはずじゃないよね。

上位法があるからこういう町の条例を制定できるわけでしょ。だから、町の条例も必ず上位法の地方自治法とか、国の法律に基づいてつくつとるはずじゃ。だから、それ使わせる、これを使用するために、ここに執行したり、行使した場合は、その上位法に基づいてするわけでしょ。

あんたんとこもしたほうがいいよ、今度。これはもう、全部の条例に当たるから、直接、条例とは関係ないかもしれんけど、条例全体に当たるから言うっちゃけんよ。その町の条例に違反したということは自治法に違反したことになるわけじゃないね。勝手な解釈しよつてん。

そんとやったら、もう、この、同意でとか何とか言うけんよ、条例に勝つ、地方条例への、地方自治法の条例じゃない国の法律には勝てんわけじゃではね、あんた。

だから、あんたんとこの解釈じゃったら、これも設置しとつて、こういうことしとつて、あなたたちの解釈で、どうでんなるちゅうことになるよ。設置した意味がいらんことになるよ。

ちゃんと見て、これに、このとおり、上位法に基づいて、この手数料やら何やら、恐らく、これも、こげな条例があるはずじゃが。それにも基づいてつくつとるはずじゃがや。

それがなかったら、この225、227条の規定に基づいてよ。その使用料なつたり、手数料なつたりを設置していかんなんじゃつてはね、条例に。

どうもう、こういうチェック機関がちゃんとした何ができん限りは、何の条例ができん、反対するごとしくと、もう、だめだ。ここの条例のチェックをどんげんするかよ。

この例規審査委員の会長に聞きたいっちゃけんど、どういうふうはこの条例をチェックする体制をつくっていきますか。

○副町長（清藤 莊八君） 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の川南町子どもの医療費助成に関する条例につきましては、子ども政策の一環として、今回、上程をさせていただいたものでございます。

それで、議員質問の助成金の返還のあり方について、先ほど地方自治法を述べられましたけども、あくまでも、地方自治法の例文の中には、地方が定める町でも県でもいいんですけど、条例で定めがない場合については、地方自治法を適用しますよという書きぶりだと思います。

今回、その支給、今回の条例制定に当たりましては、子ども助成ということで、医療費の助成を行うわけですけども、そこに不適正な事務があった場合には、当然、主幹課のほうで調査も行いますし、監査事務局のほうからそういった適正な事務処理が行われているかどうかという監査も受けます。

そこで、不適正な事務処理が発覚した場合には、当然、この条例の8条に基づいて、その受益者のほうから返還義務が生じると。そういうふうに解釈しておりますので、そこは、議員言われる地方自治法が、条例では上位法令にはなるんですけども、あくまでも、それは条例で定めがない場合の規定でありますので、今回は、条例のほうで返還の条項を設けたところであります。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 今回の、前の場合は、その返還がないように委員会で、あるいは、ちゃんとして条例にのっとってしておれば、当然、契約違反やら何やら、今の、使用料の何やらに出てくるけんど、内々でしてしもうたら、ちゃんここで書いちゃうけんど、何も書いちゃうでしょ。農村公園条例にも、物を壊したり、何たりしたらいかんち。壊すのを認めた条例はないはずじゃけんど。

ちゃんと執行するときには、これ、課すとも執行者と思われるっとやけんね。執行するときには、条例を見て執行せないかんとでしょ。条例を見とって執行したということよ。

そういう視点を処罰されんかったらよ。執行されるか行使されるか。こういう事実を話したらやね。何もかも失くしたっちゃ言いはろうが、この返還せいじゃの何を出してよ、返還する人はおらんでしょ。行使する側が守らんと、何で行使される側守るね、お前は。

どう見て、特に、できん審査で何でんじゃろがよ。多分、この使用料も例規審査会にちゃんと決めてしたやっちゃわかるでしょう。

それを守らんと、今度、守れるわけやない。出ていくっとはちゃんと帳尻合わせて、数字合わせて出てくるかよ。何ぼ、ええ監査委員でんよう見つけん。今回、たまたまわかつただ

けだよ、あれがああいうじ、仕事しとったかいね。

そげん、面振るような、何じゃにこと、絶対、わからんわよ。どう見てチェックすつとやろかと思って、俺は。

それは、これから、役場のいろいろな課があるけど、所管の課の町条例に対して、上位条例、自治法、憲法とか、そういう法令か、町条例に対して上位法がどういう関係を持つとるかを、やっぱ、そういう何を勉強すつか、研修させるかよ、そういう何をつくっていかん限りは、ずっと、今度、また、起きますよ。

例規審査委員会の委員長が、そういう何で答弁せんかったら、こういう条例はなかなか賛成できんすな。何の条例でも、これから先で出てくる条例でん、それは議決した議会の責任は問われますよ。どうもこうも、どんげんするかというたら、やっぱ、今、俺が言うたぐらいの答弁せんかったらいかんと思うっちゃけど。

これ、所管課の職員がよ、所管課の条例に対して、上位法がどういう何で、経緯で、この町条例を設置したからよ。

ちった勉強会をしてから何せんよ。こういう問題また次起きますよ。

○議長（川上 昇君） 答弁はよろしいですか。

○議員（児玉 助壽君） どうすつと。

○副町長（清藤 莊八君） 済いません、児玉議員の質問にお答えいたします。

議員の言われるとおり、例規審査委員会におきましては、上位法に基づいて今回制定する条例がそれに沿った形で適正に制定されているかどうかということも含めまして、最善策で執行部側もつくっているわけでございます。

今後の例規審査委員会のあり方につきましては上位法と絡みますので、そこら辺も適正に処理ができるものとなっているかどうかをチェックしながら制定してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○福祉課長（篠原 浩君） 先ほど、内藤議員の御質疑の中にありました乳幼児医療費の助成の金額を御報告いたします。

平成26年度で1万5451件の、金額にしまして2254万4000円でございます。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2、議案第25号「川南町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第26号「平成27年度川南町一般会計補正予算（第1号）」

日程第4、議案第27号「平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第5、議案第28号「平成27年度川南町営農引雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第6、議案第29号「平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」

以上4議案を一括議題とします。

これから、本4議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第26号「川南町一般会計補正予算（第1号）」について質問します。

2ページの基金繰入金2億6986万6000円について。

○議長（川上 昇君） マイクを近づけてください。

○議員（内藤 逸子君） はい、済いません、

繰入金について伺います。

この繰入金については全額なのか。全額ではなければ留保資金の金額を教えてください。

それから、支出についてですが、予算の16ページの電子計算機についてですが、税番号制電子計算機総合行政システム改修委託料についてですが、税番号制の事業の説明と個人情報の保護はどうなっているのかお尋ねします。

以上についてお願いします。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

今回の繰入金につきましては、予算書のとおり、2億6966万6000円を補正で一般会計に入れますけれども、当初の段階、3月末現在の基金残高が、財政調整基金は9億6748万4000円ございます。

しかし、当初予算で相当な金額を繰り入れてありますし、今回の繰り入れを含めまして、基金自体は、現在高はまだ5億程度残っております。これは、今後のいろいろな支出に対しての財政調整のための基金でございますので、今後、いろいろなことが発生した段階のために、

まだ基金としてはその程度の金額を保有しております。

以上でございます。

それから、済いません、もう一つ。

16ページの電子計算費の中の総合行政システム改修委託料でございますが、これにつきましては、本日の新聞等、報道等で国の一部先送りと申しますか、見送りという記事が載っておりますけれども、我々には、まだ、国のほうからも、直接、指示は来ておりません。

したがって、今年度の10月からの申請受付、1月からの交付ということに、我々としては、現段階では、システム改修を間に合わせなければならないという責務がございますので、現段階では、準備を進めてまいるところでございます。

なお、これに関しまして、セキュリティーの面で、非常に、今、話題になっておりますので、この部分については、今までも、セキュリティー部分につきましては、非常に、注意を払ってきたところでございますけれども、なお一層の注意をして、この分についての対応をしてみたいというふうに考えております。

今後、また、このセキュリティー部分につきましては、国からのいろんな指示がまいるかと思っておりますので、そのところを十分注意しながら、対処していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 基金の残高はわからない。金額としてはわからないんですかね。

それから、個人情報の保護について、年金機構の個人情報流出問題が、今、話題になっておりますが、気をつけるというのはどういうことなのかというのがわからないんですけど、個人ではどうしようもないことがあると思うんですが、どうでしょうかね。

○総務課長（押川 義光君） 基金残金につきましては、正確な端数までを、ちょっと資料として計算しておったんですが、ちょっと、今、手元にありませんので、後日、お知らせしたいと思っております。

それから、セキュリティーの部分の御質問でございますが、要するに、今回の事例でも、安易にメールを開いてしまった。そして、サーバーにそれが直結していたということが、非常に問題であったということが、今の段階ではそういう話になっております。

当然、本町の電算システムでも、そういうことはあり得るという可能性はあります。

ただ、入り口の段階でウイルスチェックは行ってはおりますけれども、やはり、今、相手のサイバー攻撃の手口が巧妙になっておまして、メールを開くという行為で、そういうことが起こり得るということは懸念されています。それで、町内のいろんな機会を通じて、不審なメールにつきましては開かないようにという指示はしております。

そういうことで、不審なメールにつきましては、うちの総務課のほうに電算係がございしますが、そちらのほうに問い合わせをして、担当が確認をした上で開くという対応をしております。

前段で、まず、セキュリティーのウイルスチェックを行う。そして、なおかつ、来たメールについては、職員の意識の中でそういう不審なメールは開けないという指示はしておりますが、今回のように、やはり、国からのいろんなメールというのがあり得る可能性は十分ありましたので、年金機構の問題が起こった段階で、即、職員にはメールを送りましたようなところでございます。

なお一層、このセキュリティー部分につきましては、契約会社とも十分打ち合わせをして、保護に努めてまいるという覚悟でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 結局のところは、セキュリティーの問題というのは、全職員に、無一統一というか、そういうことがないと防げないと思うんですね。

だから、教育と研鑽、そういうのを、ぜひ、お願いしておきたいと思います。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑ありませんか。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほどからありますとおり、十分なる対応をし、教育にも努めてまいりたいと考えております。

それから、基金の残高でございますが、今回の分を含めまして、現段階の残高5億6107万6000円、残がこの金額でございます。今回の支出を見込みました残でございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 1点だけ伺いします。

議案第26号「平成27年度川南町一般会計補正予算（第1号）」歳出の3款民生費2項児童福祉費3目保育所、ページでは20ページになりますが、この中の保育所の管理費の中の工事代ということで、中央保育所の照明器具の取りかえ工事ということで、LEDにかえるということで1000万余りの予算が出ておりますが、照明の器具の交換だけではないかと思うんですが、どのような状況にあるかをお聞かせください。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

中央保育所の照明器具改修工事でございますが、これにつきましては、現在、中央保育所のほうに247本の蛍光灯が設置されております。

その部分につきましては、完全に、それをLED化しまして、もちろん、電気料の節電もあるんですが、災害とか起こった場合の蛍光灯の飛散防止のための工事ということで、今回、1062万9000円を計上させていただいております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 災害時の飛散防止ということもわかっておりますが、じゃ、公立でやっている番野地保育所と、児童館ですね。保育所というか、児童館あたりの考え方はどのようになっているんでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑に再度お答えいたします。

この公立保育所である番野地保育所と児童館の取り扱いでございますが、これにつきましては、施設を今後、どのように活用していくかというか、合理化の検討の段階にも入っておりますので、この部分に関しては、現在、LED化という方向ではなくて、飛散防止のための蛍光灯にフィルムが貼ってある部分がありますが、そういった蛍光灯の交換等を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） そしたら、番野地と児童館については、災害についての手当をやっていくということよろしいでしょうか。

実際、保育所の今後の行方というのは明確にされていませんので、災害はいつ来るかわからないということを考えたときには、同じようにしていくべきかなと思うんですが、その飛散防止が、どの程度で、その程度のフィルムでできるものという設計ができてあるということの認識でよろしいでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑に、再度、お答えいたします。

番野地保育所等につきましては、こちらのほうで、蛍光灯の交換等で対応していきたいと。現在の3棟も活用しながら、順次、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 「議案第26号平成27年度川南町一般会計補正予算（第1号）」につきまして伺います。

26ページのサーフィンセンター避難誘導設置工事とこの坂ノ上伊倉線舗装打換え工事ほか4件じゃからよ。これも、一番大きい金額のことを書いとっとやろうと思うが。2点伺いますが、このサーフィンセンターの避難誘導いうたら、津波じゃと思うけど、そんげ対象人数がおっとには思わんけど、そういうよりも優先的な避難誘導灯をしたほうがいいとこがいっぱいあるごちやるけど、いまいちわからんちゃけんの。

いろいろ人が来るとこは防犯灯ちゅうたらわかるけんどんよ。避難誘導灯じゃったら、いっぱい行くのは上、川の側とか、あっこ辺、伊倉神社から坂の上まで上がっていくとは相当距離があって、あこの間の田んぼが畦等の何のこの道路があっては、あっこへんにつけたほうが、まだ、町民のためにはなるごたるが、町長、浜んこつ言うと、浜ばっかりと思われんかしらんけど、今、えびす橋にかかる通浜海岸道路は、そんげなつはついとらんとかや。対象人数ちゅうたらどっちが多いかと言ったら、断然、多いちゃがや。優先的に、どんげなど考えとるか、いまいちわからんとかや。

それから、坂ノ上伊倉線舗装打換え工事ほか4件だけど、坂ノ上伊倉線は俺ら通とるけんど、あこの場合は、もともとが、今、太陽光発電事業の工事する大型車両が通って、なお、傷みが激しかったとかしらんけど、それに重量に対応するだけの道路がなかったからあげん傷んだとか知らんけんどんよ。

このもちっと、あの工事というか。太陽光発電を設置しよる事業者に対してでも、ちっとなんぼかでも出せって言いごたったけんね。

何か、擁壁みたいのにのり面つくって、全部雨水が共同受に流れてきよるが、あっこは共同受、流れて来んようになんよ。側溝の設置とか難しいかもしれんけど、側溝設置せいぐらいのができるような感じがすつとやけど、そこ辺はどうですか。

○産業推進課長（山本 博君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

今回のサーフィンセンター避難誘導灯のことでありますが、今現在、サーフィンセンターに宿泊する方たちが結構いらっしゃいます。

今回、避難誘導灯の設置ということになったのが、消防署からの指摘がありました。消防署のほうから、今回、サーフィンセンターが簡易施設ではなくて宿泊施設に該当するという事で、宿泊施設に該当する場合には避難誘導灯が必要となるということで、今回、1カ所設置することにしました。

以上でございます。

○建設課長（村井 俊文君） 児玉議員の御質疑にお答えします。

坂ノ上伊倉線の舗装打換え工事でございますが、今、現在は、横井訓練所から北側に400メートルほど、雨が、降雨のときには、道路の路面を雨水等が流れ、路面のほうも、もう、大分、年数がたっておりますので、相当、クラック等が入っています。

そこで、太陽光で、事業者が工事をしたから、工事者に原因者にやらせるという話でございますが、これをうちのほうは、ぴしゃっと道路でございます。もう、クラックも相当入っております、原因者にやらせることは、ちょっと不可能でございますので、今回、側溝と表面の舗装の打換えを計画しております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） このサーフィンセンターの何があったら、消防法に基づく法というふうに理解すればいいわけですか。

もし、消防法やったらしようねえけんね。もうちっと消防も消防法じゃったら、何にも、宿泊所やけん、しょっちゅう寝とちゃけんね。浜の10班、6班の人と。どっちが優先的かか、何があるかわからんけんね。

側溝入れるちゅうなことじゃったけんの、側溝入れても、発電所から、ちゃんと側溝に水が流れてこんかったら、また、町の側溝がやられるようなことがあるがね。ないとも限らんわね。ちゃんと流れてこんかったら。

その証拠の側溝入っとるけんね、意味がない側溝があっじゃねえか。暗渠せんないかんじやろうね、あれは。あれせんかったら、側溝通ってん意味ないぞ、暗渠を立派にせんと。今朝も散歩したら、ああと、水が通つとらんかいよ。みんな道路に来て、道路に水が流れよるかい。老朽化しとる道路がなお劣化しよっちゃんけんね、雨水で。

だから、やっぱ、ちゃんと、水が側溝に来るごつ指導してもらわないかんわね。

○産業推進課長（山本 博君） 児玉議員の言われるとおり、消防法に基づきまして、今回、指摘を受けて、設置するということになりました。

以上でございます。

○建設課長（村井 俊文君） 児玉議員の御質疑にお答えします。

今、あそこに、太陽光のほうからはブロックがついて、太陽光からは出てこないようになっています。

それで、うちの工事としましては、道路を片勾配にするなりして、全部排水のほうに入るように設計をしたいというふうに考えておりますので。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） いいですか。

○議員（児玉 助壽君） よい。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。どうぞ。林光政君。

○議員（林 光政君） 26号平成27年度の川南町一般会計予算、4款の衛生費、22ページの公害対策費についての内容を詳しく教えていただきたいと思います。73万8000円。

○環境水道課長（大山 幸男君） ただいまの林議員の御質疑にお答えいたします。

22ページの4款1項5目の12節公害対策費の手数料73万8000円でございますけども、これは東九州自動車道の沿線の騒音調査をすることにしているものでございます。

以上です。

○議長（川上 昇君） いいですか。

○議員（林 光政君） 東九州自動車道の活動収支ありますか。東九州自動車道の。もうちょっとゆっくり話してください。

○環境水道課長（大山 幸男君） 林議員の御質疑に、もう一度、お答えいたします。

東九州自動車道は、福岡までつながりまして、ほぼ完成形になったところでございます。

それで、以前、都農までつながったときに、苦情が何件か寄せられておりました。

今回、ほぼつながったということで、その苦情があった沿線の騒音の調査を行うための手数料でございます。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（税田 榮君） 32ページの10款4項4目文化財保護法のことなんですけど、この川南湿原防犯カメラ設置工事の420万ですけど、これはどこの部分にどのようにつけるのかというのと、これは盗難された後の泥棒見つかるためのやつか、それとも、盗難防止ですから、これをつけたということを入り口とか、防災無線なんかでせんと、とられた後の犯人見つけるにはいいでしょうけど、防犯ということになれば、その前にこういうことをしましたよと報告をせんといかんと思いますけど、どう思いますか。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの税田議員の御質問にお答えします。

川南湿原防犯カメラ設置工事ですが、こちらは湿原敷地内に防犯カメラ計7カ所と湿原管理棟にそれを監視するカメラを設置するものでございます。

現在、川南湿原は、湿原を守る会等でその保存をお願いしているところなんですけど、また、湿原に来場される方々の案内をしている最中に、別の箇所で目の行き届いてないときに盗掘になる可能性があるということを懸念しまして、防犯カメラを設置し、まず、防犯意識を高めると。

また、盗掘の被害にあった場合には、その現状を監視カメラに収めておりますので、それによって、被害届等に出すという対応を取るためのものでございます。

以上です。

○議員（税田 榮君） それで、防犯カメラを365日作動させるのか。その貴重な花が咲いたときだけさせるのか。経費がいると思うんですけど、そこ辺はどう考えておられますか。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの税田議員の御質問に、再度、お答えします。

基本的には、24時間、365日、常に稼働している状況にするものと考えています。

以上です。

○議員（税田 榮君） いいです。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に、議案第27号、議案第28号、議案第29号は文教産業常任委員会にそれぞれ付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

○議会事務局長（吉田 喜久吉君） 起立、礼。

○議長（川上 昇君） なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午前9時55分散会